

令和6年度林業就業体験受入強化事業

委託業務

落札者決定基準

令和6年(2024年)3月

北海道水産林務部林務局林業木材課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務（以下「業務」という。）の調達において、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は以下の手順で実施する。

(1) 提案審査

応募者の提案内容を以下（ア）～（ウ）の手順で審査する。

(ア) 基礎審査

別紙「令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 総合評価基準」（以下「総合評価基準」という。）のうち、必須要件については、事務局が適否を審査する。

(イ) 委員審査

基礎審査以外の項目について審査を行うとともに、「基礎審査」の結果（案）を審議し、必須要件を満たしていない項目がある場合は、「失格」とする。

(ウ) 最終審査

入札価格及び提案内容を総合的に判断し、最も有利な者を決定する。

(2) その他

提出された提案書の差し替え及び再提出は認めない。

また、審査に当たっては入札者による提案内容のプレゼンテーションを行うこととする。（実施の詳細は別途通知）

3 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、提案書の評価を行い算出した入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値（以下「総得点」という。）が最も高い者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2者以上あるときは、別途くじにより落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

4 評価点

(1) 価格評価点

価格評価点は、次の式により計算した点数を与える。算出に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

なお、予定価格を超えた場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

(2) 技術評価点

技術評価点は別紙、「総合評価基準」に示すところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

(ア) 必須要件

業務を行うために必須としている要件であり、全ての要件を満たしているものを「合格」、要件を一つでも満たしていないものは「失格」とする。

なお、事務局が要件の適否を審査し、委員審査で審議する。

(イ) 加算点

加算点の項目を満たす場合は各項目で定める点を付与する。

なお、配点率を定めている項目は、配点の上限の範囲内で評価ランクによりA～Eの評価を行い、それぞれのランクに該当する配点率を各評価項目の配点に乗じて算出する。

<配点表>

評価ランク		配点率
A	非常に優れている	100%
B	優れている	75%
C	標準的である	50%
D	やや劣っている	25%
E	劣っている又は記述がない	0%

(ウ) 最終技術評価点

入札参加者の技術評価点については、各委員の採点のうち最高点及び最低点を除いた平均点をもってその得点とする。

算出にあたっては、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位止めとする。

5 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	100点	300点	400点